

令和2年度 第1回磐田市スクールバス運行検討委員会

- 1 日 時 令和2年6月29日(月)午後3時から4時30分
- 2 場 所 磐田市役所西庁舎 3階 301 302会議室
- 3 出席者(検討委員)
村松昌和 学識経験者
村上勇夫 磐田市自治会連合会会長
小林辰也 磐田市立南部中学校PTA会長 清水宏行 磐田市立福田小学校PTA会長
大空 友 磐田市立豊岡北小学校PTA会長
寺田綾子 磐田市立豊岡北小学校長 平野 篤 磐田市立豊岡北小学校長
磯部公明 地域づくり応援課長 武山 努 学校教育課教育支援G長
- 4 出席職員 教育部長 教育総務課長
(事務局) 学府一体校推進室長 学府一体校推進室副主任
- 5 傍聴者 2人

委嘱状交付

自己紹介

教育部長挨拶

本日は、御出席いただき誠にありがとうございます。新たに委員となられたPTA会長の皆様どうぞよろしく願いいたします。当検討委員会は学府一体校の進捗に伴って協議を始めさせていただいています。現在の一体校の状況をお伝えいたしますと、ながふじ学府一体校の工事につきましては、本体の4階まで立ち上がった状態となっております。来年4月の開校を目指して引き続き安全に工事を進めてまいります。向陽学府につきましては、昨年、地域から要望書をいただき、本年度から検討会を開催し、どんな一体校がふさわしいのか検討を進めてまいります。少しずつ一体校が進んでおりますが、その中でも本委員会に託された通学の変化というのが大きなポイントとなると思います。この委員会も今回が3回目となりますけれども、昨年、基本事項を御議論いただきました。これからは、現実の実施に向けて具体的な事項を皆さんに議論いただくこととなりますので、是非とも熱心な御議論をどうぞよろしくお願いいたします。

会長あいさつ

昨年度からの継続で会長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様へのお願いですが、それぞれの代表ということでお集まりいただき御検討いただくわけですので、分からないこと、聞いてみたいこと、御意見等を積極的に御発言いただき、活発な議論となるよう御協力をお願いいたします。

議 事

- (会 長) 最初に本委員会の設置の目的について、事務局に説明をしていただきます。
- (事務局) 本委員会は、今後、市内小中学校の「新時代の新たな学校づくり」を推進していく中で、児童生徒の通学距離が変わることが見込まれるため、児童生徒の安全安心な登下校の在り方、主にスクールバスの運行に関する事柄について検討するため、昨年度より設置をしているものです。
- (会 長) 事務局の説明について御質問は何かございますか。
- (委 員) スクールバスは保護者の判断で、利用するかしないかを決められるのでしょうか。
- (事務局) 本日も検討いただく事柄になりますので、後ほど御協議願います。
- (会 長) その他には、いかがでしょうか。なければ次に進めたいと思います。
(一同同意)
- (会 長) それでは、次に、昨年度の協議内容について事務局より説明をしていただきます。
- (事務局) 昨年度御協議いただいた事柄は「小中学校の通学距離の基準」「スクールバスの利用者の範囲の指定方法」「一体校から自治会までの距離の測定方法」「配慮が必要な地理的環境」の4点です。本検討委員会の意見としましては、本日配布した資料のようにまとまっております。なお、昨年度の議事録につきましては、ホームページにも掲載しております。
- (会 長) 昨年度の検討内容について事務局より説明をしていただきましたが、御質問はございますか。
- (委 員) スクールバスによる通学支援ということですが、対象となる自治会はどれくらいあるのでしょうか。
- (事務局) 現時点では、ながふじ学府一体校以外の建設場所が決まっていないため、対象となる自治会の数をお伝えすることができません。昨年度の検討委員会では、各学府の中央付近にある学校までの距離を示した地図をお示しし、検討する際の参考にしていただきました。
- (会 長) 多くの学府が、小学校 4km 以内、中学校 6km 以内という通学距離の基準に収まりますので、スクールバスを運行する自治会の数は、そう多くならないことが予想できると思います。
- (委 員) わかりました。どのくらいバスが必要なのかと思いましたが、状況はわかりましたので、ありがとうございました。
- (会 長) 具体的なことが見えないわけですが、市全体に適用するルールの大枠を考えるとという視点で検討の方をお願いしたいと思います。それから、配慮が必要となる高低差 60m 以上の坂道については、昨年度の検討委員会の中で資料が示されていきました。新しい委員の方もいらっしゃいますので、もう一度紹介をお願いします。
- (事務局) 高低差が 60m 以上となる坂につきましては、かささぎ大橋から東に向かう 374 号線や向陽中学校南側の坂道、豊岡地区の岩室へ向かう道などが地図上で確認できます。
- (会 長) 豊田東小の学区にある坂道はどうですか。
- (事務局) 豊田東小学校区の坂道の高低差は 30m から 40m 程度となります。
- (委 員) 豊岡地区のスクールバスについても、この検討会の意見を反映させていくのでしょうか。
- (事務局) 今回、御検討いただくのは、学府一体校の推進によって通学距離が変更となる場合の通学支

援となりますので、現在運行している豊岡地区の通学バスへの反映は考えておりません。

(委員) では、豊岡地区に学府一体校を建設することになった際には、この検討委員会での意見が反映されることになるのですか。

(会長) 豊岡北小学校の通学バスは、統合時に地元自治会との協議の結果運行が決まったものでありますから、本検討委員会とは切り離して考えた方がよいと思います。

その他に御質問はよろしいでしょうか。

(一同同意)

それでは、本日の検討事項に入っていきたいと思います。項目ごとに事務局から提案をお願いします。

(事務局) まず、「スクールバスの利用の選択」について御検討をお願いします。昨年度の検討会の中で「健康のために歩かせたいなど、いろいろな考え方があると思われるので、スクールバスの利用については、利用するかしないかを選択できるようにした方がよいのではないか」との御意見をいただきました。事務局といたしましても、通学バスの利用につきましても、柔軟に対応できる方がよいと考えておりますので、「保護者の判断により選択できるものとする」を事務局案として提案いたします。なお、利用の選択の期間は、安定的な運行のため1年単位としたいと思います。

(会長) 「保護者の判断により選択できるものとする」という提案ですが、皆さんいかがでしょうか。

(委員) スクールバスの利用は自治会単位ということでしたが、費用負担についてはどうなっているのでしょうか。

(事務局) 現時点では、無料での利用を想定しております。

(委員) スクールバスを利用しない選択をした場合の通学方法は、徒歩や自転車、あるいは自家用車などというように決めていくのでしょうか。

(事務局) スクールバス以外の通学方法については、各学校が定めている決まりに沿って判断していくことになります。

(委員) 学校ということは、校長が判断するということでしょうか。

(事務局) そういうことになります。各学校においては、自転車の利用を距離や自治会単位で指定しており、学校ごとに基準が異なっています。

(委員) 自家用車の利用についてはどうですか。

(委員) 自家用車の利用を学校の決まりで許可しているというケースは聞いたことがありませんが、天候や健康状態などいろいろな事情の中で自家用車を使って登校することはあると思います。

(委員) では、自家用車による登校を選択することは「なし」ということでしょうか。

(委員) 個々の子どもの事情によって自家用車で登校するケースはどここの学校でもありますし、毎日自家用車で登校することについても、特別な事情がある場合には許可しているケースがあると思います。

(委員) 自家用車登校を許可するとなると、駐車場の確保が必要になるとと思いますが、現在の環境では、それが難しい状況にあります。

(会長) 自家用車による送迎を全面的に許可している学校はないが、子どもの事情によっては、自家用車の利用を認めることもあるということでしょうか。

(委員) それでよいと思います。

(委員) スクールバスの利用を選択できるということになると、どうして利用しないのかということも関係してくると思います。健康のためにとっているのに自家用車で送迎するのはおかしなことだと思いますし、なぜ、利用できるのに利用しないのかという、その理由にも関わってくると思います。「必ず利用」と線を引いてしまうと難しくなってしまうと思います。どんな理由でバスを利用しないのかというところが気になるところです。

(事務局) 利用しない選択をするケースですが、スクールバスを利用すると、登下校が時間に縛られることになりますので、バスを利用できる自治会の中でも、学校に比較的近かったり、高低差が少なかったりする場所にお住いの方の中には、時間が自由になる自転車での登校を選択する方がいらっしゃるのではないかと考えています。

(委員) 「保護者の判断によって選択できるものとする」となっていますが、基準となる距離を越える場合はスクールバスを利用することが基本になるのか、初めからどちらでもよいのか、どちらになるのでしょうか。

(事務局) 基本的には利用していただきたいと考えています。

(委員) バスの利用が基本だが、乗らない選択もできるという意味合いで捉えればよいでしょうか。

(会長) そういう捉え方でお願いします。

(委員) 自転車での通学は基本的に中学生、小学生は徒歩ということではよいでしょうか。

(会長) それでよいと思います。

(委員) 選択は1年単位ということですが、例えば曜日によっては塾に行くこともあるだろうし、柔軟な対応をした方がよいのではないのでしょうか。

(委員) 現在運行している豊岡北小学校の通学バスは、バスの利用を基本としていますが、放課後児童クラブや塾などいろいろな都合に対応できるよう、毎月利用する日、しない日を申し出ただき、柔軟に対応をしています。

(委員) 低学年の子は、放課後児童クラブに行く子も多いので、下校の時にバスを利用しないことが多いようです。

(会長) 1年単位でスクールバスの利用を選択しても、都合によって乗車するかしないかを変更できるということですね。

(委員) そういう対応をいただいています。

(委員) スクールバスの利用についてですが、通学区域審議会において検討するとありますが、これはどういうことでしょうか。

(事務局) 保護者の方の判断でスクールバスを利用しないことを選択した場合に、通学の利便性を理由とした学区外通学を許可するかどうかということについて、通学区域審議会において協議をしていただくということを示しています。

(委員) 学区外の就学を認める要件は12ほどあり、その中の一つに自宅から一番近い学校へ安全に通えるということを要件にしたものがあります。現在の規則では、申請が出されれば認めていくということになりますが、スクールバスが運行している地域について、これを認めていくかどうかということについて、あらかじめ話し合っておく必要があると思います。

(会長) その他に御意見はありますか。

それでは、事務局提案のとおり、スクールバスの利用については「1年単位で保護者の判断により選択できるものとする」とし、利用については「乗車日をあらかじめ申請してもらうなどして柔軟に対応できるようにする」というようにまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(一同同意)

(会 長) では、次に乗降場所の選定について、事務局の提案をお願いします。

(事務局) 乗降場所の選定についてですが、これは、現在運行している豊岡北小学校の通学バスとの整合性を図り「同一の指針に沿って自治会と協議しながら設定をしていく」を事務局案として提案いたします。なお、指針につきましては、資料に掲載のとおりです。

(会 長) 現行の指針と同一の指針で乗降場所を選定していくということですが、みなさんいかがでしょうか。

(委 員) 豊田東小の通学区が変更になったと思いますが、どうなったのでしょうか。

(委 員) ながふじ学府一体校が建設されることになったことから、2年前に自治会から通学指定校の変更の申し出を受け、通学区域審議会で検討を行いました。上気賀地区と匂坂西地区で住所が富里の地区、匂坂下地区の住所が東名の地区については、今年度まで豊田東小学校が指定校ですが、来年度からは豊田北部小学校に指定校が変更になります。しかし、現在豊田東小学校に通っていて、卒業まで豊田東小学校に通い続けたいなど豊田東小学校への通学の希望がある場合には、学区外通学の申請により通うことができるようになっています。

(委 員) 乗降場所の選定ということですが、バスの運行経路についてはどうなるのでしょうか。

(事務局) 豊岡北小学校の通学バスでは、乗降場所ごとの児童数が毎年変動いたしますので、バスの定員内に収まるように事務局で毎年コースの見直しを行っています。

(委 員) コースは年度ごとに変更が可能ということですか。

(事務局) 可能です。現在運行している通学バスでは、毎年利用希望調査を実施し、乗降場所ごとの人数が決まった段階で事務局がコースを検討して、学校や保護者の方にお知らせしています。乗降場所については、原則変更をしておりません。

(委 員) 乗降場所以外でも乗降することは可能なのですか。

(事務局) 利用者の方へは、乗降場所以外でのバスへの乗降をしないようお願いをしております。

(委 員) 乗降場所は最終的には単位自治会で決めていくということですが、今、磐田市では地域づくり協議会という組織を作っていますので、単位自治会よりも地域づくり協議会とした方が、結論が出やすいように思います。

(会 長) 自治会ではなく地域づくり協議会という意見ですが、いかがでしょうか。

(委 員) 登下校の見守り活動も地域づくり協議会単位で決めているところが多くなってきていますので、乗降場所やそこまでの見守りに関する協議などは、地域づくり協議会の方が話がまとまりやすいと思います。

(委 員) 乗降場所というのは一つの自治会の中に一つ作るようになりますが、運行経路全体となると自治会を超えて地域での話になるので、分けて協議する必要があるかもしれません。

(事務局) 運行経路につきましては、乗降場所ごとの人数で毎年見直す必要がありますので、事務局の方で考えさせていただきたいと思います。乗降場所の選定につきましては、地域づくり協議会

を加えた表現に変更したいと思います。

(委員) 「地域づくり協議会・自治会」と表記するとよいと思います。

(事務局) 了解しました。

(会長) それでは、乗降場所の選定については「現在運行している豊岡北小学校の通学バスと同一の指針に沿って地域づくり協議会・自治会と協議して設定する」ということでよろしいでしょうか。

(一同同意)

(会長) では、事務局、次の提案をお願いします。

(事務局) 「通学路の整備」「交通規制」「一体校も含め市内各小中学校が取り組むこと」の3点については、現在実施している内容になりますので、まとめて提案させていただきます。

「通学路の整備」「交通規制」につきましては、配布資料のとおり、関係者による通学路点検を実施し、優先度が高いと判断される場合には必要な整備を進めたり、交通規制要望を関係自治会と協議の上で提出したりしていきたいと思います。「一体校も含め市内各小中学校が取り組むこと」につきましては、学校安全計画に基づいた安全教育の実施、日没時間を考慮した下校時間の設定、発達段階を踏まえた通学時の携行品の重さや量への配慮など、資料にお示した6点を挙げさせていただきました。事務局からの提案については以上になります。

(会長) 事務局から大きく3点の提案がありましたが、みなさんいかがでしょうか。

(委員) 福田から御厨駅までの道が随分と整備され、中学生が通学に利用するようになっていますが、新たに道路が整備された際には、タイムリーかつ柔軟に対応いただいているようでありがたいと思います。

(委員) 交通規制に関しては、公安委員会の管轄になりますが、通学路が変更になる場合、新たに申請をしていくわけですが、使わなくなった通学路については、交通規制を廃止していくということも含めた考え方になるのだと思います。

(事務局) 今回、ながふじ学府一体校について信号機の設置を要望しているわけですが、これについては、警察署と協議した結果、既存の信号機の移設という形で要望を出すことになりました。

(委員) 警察の方も、既存施設の使い回しを考えていると思いますし、最近は運転者にとっての制約が多くなりすぎるところも出てきていますので、必要のなくなった横断歩道については廃止する方向で考えていると思います。

(事務局) 交通規制要望について警察署と協議している中でも、そういう話が出ています。

(委員) 通学路の変更は、保護者からの発案でしょうか。

(事務局) 学校では、保護者の方に考えていただいた通学路について、再度学校で点検した上で、校長が通学路として承認し、教育委員会に報告をしています。

(委員) 交通規制については、学府一体校を推進していく中では、早めに取り組んでいただくことが大切になると思います。ながふじ学府一体校に関する交通規制については、かなり早く取り組んでいただき、開校するときには対応がかなり進んでいるようで、地元自治会からは感謝の声が聞こえています。

(会長) 交通規制、通学路については、地域との話し合い、地域との協力体制が必要になりますから、早め早めの対応が重要になると思います。特に変更になる場合には、慎重に進めることが大切

だと思えます。

(会 長) その他に、いかがでしょうか。

(委 員) 集団登校をしていない小学校は何校あるのですか。

(事務局) 市立小学校のうち 20 校が集団登校を実施し、2 校が実施しておりません。

(会 長) その他に御意見等は、ございますか。

それでは、「通学路の整備」「交通規制」「一体校も含め市内小中学校が取り組むこと」の 3 点については、事務局の提案の通りということによろしいでしょうか。

(一同同意)

(会 長) 次に、その他となりますが、委員の皆さまから提案等はあるでしょうか。

(委 員) 豊岡北小学校の通学バスの運行について、大きなトラブルは発生していないのでしょうか。これから、市内に拡大していくのであれば、大きなトラブルが発生しないよう考えておく必要があると思えます。

(事務局) 大きなトラブルは発生していませんが、運転手のケアレスミスによるトラブルは年間数回発生しています。その都度、委託業者を通じて運転手への指導を実施し、再発防止に努めています。

(委 員) 子どもたちが無断で休んでバスが著しく遅れるようなことはないのですか。

(委 員) 時々そういうことは起きています。子どもへの声掛けをしていますが、どうしても家を出るのが遅い子がでてしまい、出発が遅れることがあります。

(委 員) そうということが、よく起きるのであれば、対応策を考えておく必要があると思えます。

(事務局) 出発時間に遅れることも想定し、時刻表は余裕を持った発着時刻に設定してあります。また、毎日の利用者名簿を学校から提出してもらい、運転手が呼名して人員の確認も行っています。

(会 長) その他にはいかがでしょうか。

ご意見等もないようですので、以上で本日の議事を終了したいと思います。熱心にご検討いただきありがとうございました。